

# 2024(令和6)年度(公財)日教弘 教育研究助成事業 弘済会大阪支部 教育団体研究助成金 募集要項

教育団体研究助成金は、教育の振興に寄与すると認められる団体の特に有益な研究活動に対し助成を行う事業です。2024年(令和6)年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 大阪支部

## 2. 助成要件

### (1) 助成の趣旨

大阪府内で活動する小・中・高・支援学校教育に関わる教育関係団体及び教育研究団体が、今年度(令和6年度)に行う有益な研究活動を対象とした助成を通して学校教育の向上発展に寄与します。

### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

### (3) 募集対象

学校教育関係団体及び教育研究団体

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 2024年度【2024年4月1日(月)から2025年3月31日(月)】1年間で完了する研究活動とします。

(4) 募集期間 2024年6月3日(月)～2024年7月1日(月)

### (5) スケジュール

令和6年8月上旬 選考を行います。

令和6年8月20日(火) 選考結果をホームページの「公開情報(選考結果)」に公開します。

令和6年9月中旬から 原則、団体の総会・役員会等の場で贈呈式を開催し、当支部の事業案内を行います。贈呈式後に「振込口座報告書」に記載の口座に助成金を振り込みます。

令和7年3月末 成果報告書の提出。

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。

#### (6)応募方法

##### ① 申請書および振替口座報告書の作成・提出

(ア) 当支部ホームページを開き、「研究団体助成金申請書」「振込口座報告書」をダウンロードしてください。

(イ) 申請書に必要事項を記入してください。

(ウ) 印刷のうえ押印したものを郵送してください。

##### ② 付属資料の提出

(ア) 「団体の会則」「役員名簿」及び「前年度の事業報告書」を、申請書と併せて郵送してください。

#### 〈個人情報の取扱いについて〉

- ・ 申請書及に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の大会名、研究主題、主催者名、助成金額や贈呈式等の模様を、当支部のホームページ、広報誌等で公表します。

③ 締め切り 2024年7月1日(月) 当日消印有効とします。

#### 〈個人情報の取扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

### 3. 助成金額

#### (1) 1件当たりの助成額

1件あたり 25万円以内とします。

#### (2) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む。）
- ② 汎用性のある機器等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします。）
- ⑤ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

※ 講師謝礼について助成対象としますが、支出にあたっては必ず源泉徴収(所得税納付)を行い、成果報告書の提出時にその旨がわかる記載のある領収書の添付をお願いします。

※ 汎用性のある機器について助成対象としますが、助成対象団体の教育研究に関するものに限定します。

※ 物品の購入時の「ポイント付与」は、所得とみなされるおそれがあるため、避けてください。成果報告書の提出時に、ポイント付与が明示されている領収書は受け付けられません。

#### 4. 助成方法

当支部役職員が団体の総会・役員会等の場で贈呈式を実施し、当支部の事業案内を行います。贈呈式後に「振込口座報告書」に記載の口座に助成金を振り込みます。申請書に記載された教育研究団体の銀行口座に限ります。なお、原則個人名義の口座では申請を受理できません（不都合のある場合は事務局までご連絡ください）。

#### 5. 受領書の提出

- ・ 振込先への入金を確認し、「教育団体研究助成金受領書」を当支部まで郵送してください。
- ・ 「教育団体研究助成金受領書」は当支部ホームページよりダウンロードしてください。

#### 6. 選考

##### (1) 選考方法

- ① 弘済会大阪支部教育振興事業選考委員会の選考後、大阪支部幹事会の議を経て支部長が対象団体を決定します。
- ② 選考の結果をホームページで8月20日(火)に公開します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

##### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性：申請事業が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性：申請事業が、助成の趣旨と合致しているか。事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性：課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性：申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

#### 7. 助成対象団体の義務等

- (1) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究活動の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて提出してください。

## (2) 成果報告書の提出

当支部ホームページを開き「教育団体研究助成金 成果報告書」をダウンロードしてください。申請者は、教育研究の成果を「教育団体研究助成金 成果報告書」に記載の上、成果報告書裏面の会計報告を記入し、別紙 A4 用紙に領収書（コピー可）を添付し、当支部へ提出（郵送）してください。

## 8. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (3) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (4) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを次のように必ず記載してください。

「本文の作成にあたり、公益財団法人日本教育公務員弘済会大阪支部より令和 6 年度教育団体研究助成金の助成を受けました。」

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会大阪支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については「日教弘大阪支部教育団体研究助成金助成」の名称をラベル等で添付してください。

## 9. 関係書類送付先・問い合わせ先

〒542-0062 大阪市中央区上本町西 5 - 3 - 5 上六 F ビル 11 階

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 大阪支部 電話 06-6768-0631

担当：一ノ瀬 英剛

費目・具体的な品目の例

費目	具体的な品目
印刷製本費	研究紀要作成 マニュアル作成 授業用資料 等
通信整備費	タブレット プロジェクター Webカメラ Wifi年間契約 等 ICT関連機器
材料費	製作用木材 花壇用ブロック 等 物品製作のための材料
消耗品費	インクカートリッジ 用紙類 筆記具 SDカード コード類 等
資料購入費	授業研究用資料 教師用書籍やDVD 等 教師用図書類
新聞図書費	子ども新聞購読 児童生徒用図書 等 児童・生徒用図書類
環境整備費	園芸用品(苗や肥料等) 清掃用具 パーティション 器具レンタル 等
教材教具費	実験用具 運動用具 楽器 資料集 ワークシート 地図 等
郵送運搬費	送料 物品の運搬料 振込手数料 等
研究会参加費	各教科の全国大会・県大会・各種研究会等の参加費や資料代
旅費交通費	研究会交通費 施設見学の入館料や交通費 講師の交通費や宿泊費等
講師謝礼	講師に対する謝礼 ゲストティーチャーへの礼品 等
雑費	研究推進に必要な経費のうち、上記の費目にあてはまらないもの